

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2024 年度

1. 組織・体制の整備

実施機関の長が明確であるか？（厚労省基本指針第2.1）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職

病院長

氏名

西村 元伸

☒ 根拠となる資料及び条項等

国立病院機構理事長からの任命

☒ 判断理由、改善の見通し

改善の必要なし

2. 機関内規程

- (1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」および「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第2.2）

● はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

機関内規程を策定する際に踏まえた法令および指針等：

- ☒ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ☒ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- ☒ 厚労省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- ☒ 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
- ☐ その他

機関内規程に含まれる項目：

① 総則に関する項目

- ☒ 趣旨および基本原則、あるいは目的
- ☒ 用語の定義
- ☒ 適用範囲

② 実施機関の長の責務に関する項目

- ☒ 機関内規程の策定
- ☒ 動物実験委員会の設置
- ☒ 動物実験計画書の承認
- ☒ 動物実験計画の実施結果の把握
- ☒ 教育訓練の実施
- ☒ 自己点検及び評価
- ☒ 外部の者による検証
- ☒ 動物実験等に関する情報公開

③ 動物実験委員会の役割に関する項目

- ☒ 動物実験計画の審査
- ☒ 動物実験計画の実施結果に関する助言

④ 動物実験委員会の構成に関する項目

- ☒ 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）

- ☒ 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）
- ☒ その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）

⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目

- ☒ マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
- ☒ 飼養保管施設の設置要件

⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目

- ☒ 動物実験計画書の立案
- ☒ 適正な動物実験等の方法の選択
- ☒ 苦痛の軽減

⑦ 安全管理に関する項目

- ☒ 危害防止
- ☒ 緊急時の対応

⑧ 教育訓練に関する項目

- ☒ 教育訓練の実施者及び対象者
- ☒ 教育訓練の内容

⑨ ☒ 自己点検及び評価に関する項目

⑩ ☒ 外部の者による検証に関する項目

⑪ ☒ 外部委託の実施に関する項目

⑫ 情報公開に関する項目

- ☒ 情報公開の方法
- ☒ 公開する項目

☒ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定

☒ 判断理由、改善の見通し

改善の必要なし

(2) 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

● 有り ○ 無し

■ 有りの場合はその一覧を記載

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定実施要領

3. 実験計画

(1) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？（厚労省基本指針第3.1）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定第5条

(2) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？
（厚労省基本指針第2.4）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定 第5条

(3) 全ての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？
（厚労省基本指針第2.4および3.1）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定 第5条
院内決裁

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定第5条に基づき
院内決裁にて承認を得ている

4. 動物実験等の実施

- (1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？
(厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

千葉東病院動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

計画書に「動物実験を必要とする理由」欄を設け、代替法についての検討を行っている

- (2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっているか？(厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

千葉東病院動物実験計画書
遺伝子組換え実験計画審査書

■ 判断理由、改善の見通し

書面に、記入項目を設けている

- (3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を記載できる様式になっているか？(厚労省基本指針第5.1)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

■ 判断理由、改善の見通し

書面に、記入項目を設けている

(4) 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第5.1）

● はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

配慮している事項：

- ☒ 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること。
- ☒ その使用目的・内容等に合致した構造、設備を備えていること。
- ☒ 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること。

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第6条から第18条

■ 判断理由、改善の見通し

動物に配慮する事項について定めている

5. 実験実施結果

- (1) 全ての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？
(厚労省基本指針第3.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

☐ 根拠となる資料及び条項等

院内決裁

☐ 判断理由、改善の見通し

動物実験委員会で審査され、院長に決裁を受けている

- (2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？ (厚労省基本指針第2.5)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

☐ 根拠となる資料及び条項等

院内決裁

☐ 判断理由、改善の見通し

院内決裁を受ける際に改善が必要であれば指導、助言を受ける体制になっている

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？

(厚労省基本指針第2.3)

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規定

■ 判断理由、改善の見通し

第4条に定めている

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？

(厚労省基本指針第4.2)

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

- ☒ 動物実験等に関して優れた識見を有する者
☒ 実験動物に関して優れた識見を有する者
☒ その他学識経験を有する者

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験委員会規定

■ 判断理由、改善の見通し

第6条に定めている

(3) 動物実験計画書に含まれる項目：

- ☒ 研究の目的と意義

- ☒ 実験方法
- ☒ 実験期間
- ☒ 使用動物種
- ☒ 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- ☒ 使用予定匹数と、その根拠
- ☒ 実験実施場所
- ☒ 麻酔法、安楽死法
- ☒ 代替法の検討
- ☒ 苦痛度分類
- ☒ 苦痛軽減措置
- ☒ 人道的エンドポイント
- ☒ 動物死体の処理法
- ☒ 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
- ☐ その他

(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
(厚労省基本指針第4.1)

- ☒ はい
 ☐ 一部改善すべき点がある
 ☐ いいえ

☒ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験委員会規定

☒ 判断理由、改善の見通し

第10条に定めている

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？(厚労省基本指針第4.1)

- ☒ はい
 ☐ 一部改善すべき点がある
 ☐ いいえ

☒ 根拠となる資料及び条項等

議事録

■ 判断理由、改善の見通し

議事録の決裁を取り保管している

(6) 動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を、実施機関の長に報告しているか？
(厚労省基本指針第4.1)

● はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

院内決裁

■ 判断理由、改善の見通し

決裁を以って報告、承認を得ている

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受け、
必要な助言を行っているか？ (厚労省基本指針第4.1)

● はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

千葉東病院動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

計画書に承認欄等を設けている

7. 安全管理

- (1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？
(厚労省基本指針第5.2)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☐ 該当する実験が行われていない

定められている項目：

- ☐ 病原体の感染実験
- ☐ 有害化学物質の投与実験
- ☐ 放射性物質の投与実験
- ☒ 遺伝子組換え動物を用いる実験

☒ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験等緊急時対策手順

☒ 判断理由、改善の見通し

遺伝子組換え動物を使用した実験を行う可能性があるため、この面に関して定めている

- (2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目
(厚労省基本指針第5.2)

- ☒ 動物実験実施者の安全確保および健康保持
- ☒ 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止
- ☒ 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
- ☐ その他

- (3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？
(厚労省基本指針第5.2)

☐ はい ☐ いいえ ☒ 麻薬・向精神薬は使用していない

■ 根拠となる資料及び条項等

向精神薬試験研究施設年間報告について
(千葉県健康福祉部)

■ 判断理由、改善の見通し

取得量がないことを報告済

8. 飼養保管

- (1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保管施設をすべて把握しているか？
（厚労省基本指針第2. 1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第4条で定めている

- (2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？
（飼養保管基準第3.1（3））

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第2条に定めている

- (3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ア）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第16条に定めており、管理作業日誌で確認している

(4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要なに応じて適切な治療が行われているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)イ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第17条に定めている

(5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要なに応じて隔離飼育等を行っているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ウ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第18条に定めている

(6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)エ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

第18条に定めている

(7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康および安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.6）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実験動物を輸送する際に、配慮している項目：

- ☒ 輸送時間をなるべく短時間にすること。
- ☒ 必要に応じて適切な給餌および給水を行うとともに、換気等により適切な温度に維持すること。
- ☒ 実験動物の健康および安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること。
- ☒ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止。

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
国立大学法人動物実験施設協議会実験動物の授受に関するガイドライン
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程実施要領
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程実施要領で、国立大学法人動物実験施設協議会実験動物の授受に関するガイドラインを遵守するよう定めている

(8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
飼養保管施設設置承認申請書

■ 判断理由、改善の見通し

環境省実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に従い、飼養保管施設設置承認申請書を作成、設置時には確認することとしている

(9) 飼育スペース（ケージサイズ）の推奨値を設定しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア）

- はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

飼養保管施設設置承認申請書
環境省 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

■ 判断理由、改善の見通し

環境省の実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に基づいた申請書の確認作業を行っている

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

- はい ○ いいえ

実施している動物種：

- ☐ 霊長類 (動物名 ↓)

- ☐ イヌ
☐ ネコ
☐ うさぎ
☒ ラット
☒ マウス
☐ その他

実施している頻度

- 常時
● 時々 (頻度 ↓)

マウスは常時、イヌは1日おき

実施している内容：

- ☐ 休息場所、高台
☐ 玩具
☒ 隠れ家・巣箱
☐ 営巣材
☐ 木片・かじり棒
☒ その他

イヌは、飼育担当者による飼育室内での運動

■ 根拠となる資料及び条項等

環境省 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

■ 判断理由、改善の見通し

環境省 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を考慮し飼育にあたっている

(11) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に基づき飼育管理をしている
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第8条に定めている

(12) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ウ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に基づき飼育管理をしている
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第8条に定めている

(13) 実験動物の逃亡防止策の実施、および施設外に逸走したとき場合の対応等について
定めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(3)）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第22条に定めている
千葉東病院臨床研究部動物実験緊急時対策手順で定めている

(14) 実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生および騒音防止に
配慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.2）

☐ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第8条、10条を満たすことにより対応している

(15) 実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造および飼養または
保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)ウ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
飼養保管施設設置承認申請書

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第8条を遵守することで整備している
また、設置の申請時で確認を行っている

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ)

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- ☐ 動物由来感染症の発生
☐ 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
☐ 注射針の針刺し
☐ 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
☐ 転倒などの怪我
☐ 特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害
☐ その他

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第22条で定めている
また、職員の健康診断を年2回実施し、結果によっては産業医による面談を行っている

(17) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)エ）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

管理作業日報

■ 判断理由、改善の見通し

飼育委託業者が提出する作業日報で確認を行っている
また、不定期ではあるが飼育委託業者に対し口頭で飼育状況の問い合わせをしている

(18) 実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.5)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

作業管理日報
納品書
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
飼育数管理表

■ 判断理由、改善の見通し

納品時、飼育委託業者に協力を仰ぎ納品し、納品内容を日報へ反映させる
独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程第19条に則り管理している

(19) 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)カ)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験規定第8条を遵守し、建屋に暗証番号型の鍵を設置し、関係者のみの立ち入りとしている

(20) 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(4))

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

■ 判断理由、改善の見通し

マニュアルで平時を含む体制を定めている

(2 1) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書 (SOP) やマニュアルを定めているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3および4)

- はい ○ 一部改善すべき点がある ○ いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- ☒ 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- ☒ 飼育環境への順化又は順応
- ☒ 飼育室の環境条件 (適切な温度、湿度、換気、明るさ等)
- ☒ 飼育管理の方法
- ☒ 健康管理の方法
- ☒ 動物の繁殖に関する取り決め
- ☒ 逸走防止措置と逸走時の対応
- ☒ 廃棄物処理
- ☒ 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- ☒ 騒音の防止
- ☒ 施設・設備の保守点検
- ☒ 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- ☒ 緊急時の連絡
- ☒ 輸送時の取り扱い方法
- ☒ 施設等の廃止時の取扱い

■ 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
実験動物管理業務委託標準作業手順書
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物実験等緊急時対策手順
動物実験災害時マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験規定を基本とし、標準作業手順書や他のマニュアル等で漏れのないよう補完している

9. 教育訓練

- (1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

- (2) 教育訓練に含まれる項目：

- ☒ 法令等、機関内規程等
- ☒ 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- ☒ 苦痛分類および人道的エンドポイント
- ☒ 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- ☒ 実験動物の飼養保管に関する事項
- ☒ 安全確保、安全管理に関する事項
- ☒ 人獣共通感染症に関する事項
- ☒ 施設等の利用に関する事項
- ☐ その他

 根拠となる資料及び条項等

独立行政法人国立病院機構千葉東病院動物実験規程
勉強会の資料

 判断理由、改善の見通し

規程に基づき、毎年度2回講習会を行っている

- (3) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）
（教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

 根拠となる資料及び条項等

実験動物取扱セミナー（勉強会）出席者名簿
セミナー資料

■ 判断理由、改善の見通し

毎年度2回セミナー（勉強会）を行い、動物実験に関係する者すべてを対象としている

（４） 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第3.1（3））

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

実験動物取扱セミナー（勉強会）出席者名簿

■ 判断理由、改善の見通し

毎年度セミナーを行い教育訓練を行っている

10. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、
自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第2.7）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施している場合はその頻度

ここ数年行われていなかったが、昨年度より再開している

☒ 根拠となる資料及び条項等

当院ホームページへの公表内容

☒ 判断理由、改善の見通し

担当者が自己点検を失念していた関係でここ数年自己点検を行っていないあったが、昨年度より点検を再開している

1 1. 情報公開

- (1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第2.8）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

- (2) 情報公開を行っている項目を選択：

- ☒ 機関内規程
- ☒ 自己点検・評価の結果
- ☒ その他（公開している項目を記載）

動物実験委員会議事要旨

- ☒ 根拠となる資料及び条項等（ホームページの場合はURL）

https://chiba-east.hosp.go.jp/section/cnt1_00086.html

- ☒ 判断理由、改善の見通し

自己点検の公表が平成30年から止まっていたが、令和5年度より再開した。

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？
(厚労省基本指針第7.3)

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☐ 外部委託は行っていない

☒ 根拠となる資料及び条項等

動物管理業務仕様書
動物管理業務委託標準操作手順書

☒ 判断理由、改善の見通し

実験は委託しておらず、実験動物の飼育管理について、一般競争入札で委託先を決定している。仕様を定め、満たさなければならない契約にしている